

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

<u>出席議員</u>	2
<u>第 1 会議録署名議員の指名</u>	4
第 2 一般質問	
<u>木 村 範 雄 議員</u>	4
1 「会計年度任用職員」制度の導入について	
2 歩ける通学路の整備に向けて	
<u>鈴 木 晴 子 議員</u>	18
1 自転車の安全利用推進について	
2 ネット被害から子どもを守る対策について	
<u>安 田 知 己 議員</u>	37
1 子どもの貧困について	
2 屋内温水プールの利用促進について	
3 （仮称）塩釜地区歯科口腔保健センターについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（18名）

1番	伊藤 司 君	2番	鈴木 晴子 君
3番	西澤 文久 君	4番	後藤 哲 君
5番	小淵 洋一郎 君	6番	安田 知己 君
7番	木村 範雄 君	8番	土村 秀俊 君
9番	吉岡 伸二郎 君	10番	高久 時男 君
11番	鈴木 忠美 君	12番	伊勢 英昭 君
13番	永野 涉 君	14番	遠藤 紀子 君
15番	渡辺 幹雄 君	16番	郷右近 隆夫 君
17番	及川 智善 君	18番	櫻井 正人 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊谷 大 君
副 町 長	伊藤 三男 君
総務課総務管理班長 兼 人事法令班長	後藤 仁 君
政 策 課 長	小幡 純一 君
財 務 課 長	高橋 三喜夫 君
税 務 課 長	阿部 智子 君
町 民 課 長	伊藤 智 君
生 活 安 全 課 長	櫻井 浩明 君
保 健 福 祉 課 長	菅井 百合子 君
子 ども 支 援 課 長	阿部 義弘 君
都 市 整 備 課 長	櫻井 昭彦 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	高橋 徳光 君

平成30年6月定例会会議録（6月13日水曜日分）

上下水道課長	大友政一君
震災復興推進室長	村田政文君
収納対策室長	高橋信君
文化複合施設推進室長	菅野勇君
会計管理者兼会計室長	櫻井やえ子君
教 育 長	本明陽一君
教 育 次 長	佐藤博昭君
教育総務課長	庄司幾子君
生涯学習課長	庄子敦君
代表監査委員	宮城正義君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木正敏君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木則昭君
主 幹	櫻井 涉君
主 事	竹内春菜君
主 事	柴田楓子君

議 事 日 程 （第2日）

平成30年6月13日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成30年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、5番 小淵洋一郎君、6番 安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

7番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔7番 木村範雄君 登壇〕

○7番（木村範雄君） 7番、日本共産党、木村範雄です。

それでは、一般質問通告に基づき一般質問を行います。

通告書では、1、「会計年度任用職員」制度の導入について、2、歩ける通学路の整備についての2点について通告しておりますので、順次質問していきます。

1点目は、「会計年度任用職員」制度の導入についてであります。

総務省は、昨年8月23日、通知、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを地方自治体に発し、これを受けて各自治体で本格的な準備作業に入ることになりました。利府町でも、この地方公務員法自治法の改正に伴い会計年度任用職員制度の条例化、2019年3月定例会までに提案成立させることが必要であると言われております。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、現行の非正規職員の賃金、労働条件については早期に改善するとともに、希望者全員の雇用を保障することが大事であると思うが、どうか。

2、利府町として非正規職員の法適用、雇用は労働条件の現状と課題などの実態調査を行い、正規職員の確保を行うことが必要だと思うが、どうか。

3、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とすることが求められている。町長はどう考えるのか。

4、国に対し賃金、労働条件改善への財政措置拡充を要請することが必要だと思うが、どうか。

2点目は、歩ける通学路の整備に向けてであります。

春の交通安全運動週間に合わせて道路交差部の状況確認を行い、横断歩道が設置されている箇所の一部横断旗のない箇所については、横断旗箱の設置と横断旗の補充を行ってきました。そのときに小学生が登下校する通学路については、歩行者優先の標示が必要ではないかとの意見も聞かれました。そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、通学路部分のカラー標示をどのように進めるのか。

2、横断箇所の路面標示や横断旗の設置をどのように進めるのでしょうか。

以上、大きく2点について質問します。町長の答弁をお願いします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、「会計年度任用職員」制度の導入について、2、歩ける通学路の整備に向けて、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） おはようございます。

7番 木村範雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の「会計年度任用職員」制度の導入についてでございますが、（1）から（4）までは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

非正規職員、いわゆる臨時職員、非常勤職員の労働条件についてですが、本町においては、業務繁忙期やフルタイムの勤務を要しない一定の手順や方法により処理可能な業務等、いわゆる補助業務に従事するために任用しております。任用期間についても、臨時職員は地方公務員法に基づき最長で1年、非常勤職員は労働基準法に準じて原則3年以内の任期とするなど、住民に対し幅広く雇用の機会を設けております。

ことしの6月1日現在での任用状況は、町長部局、教育委員会部局合わせて臨時職員29人、非常勤職員68人となっております。また、賃金等につきましては、職員の人事院勧告、厚生労働省の最低賃金等の情報から毎年度検討を行い、平成29年度から事務補助については1時間800円に改定し、同一労働同一賃金につきましても、任用される職種や資格要件、さらに近隣市町

村の状況も勘案しそれぞれ設定しており、現状把握はできているものと考えております。

議員御質問の会計年度任用職員制度においては、まず各自治体においてICTの徹底的な活用、民間委託等の推進による業務改革を進めるとともに、臨時非常勤の職の設定に当たっては、それぞれの職の必要性を十分に吟味した上で、組織として最適と考える人員構成を実現することとされております。

本町といたしましては、これらの国の方針を踏まえ、本町の事業や業務の量等を勘案しながら任用していくこととし、正規職員の採用につきましては、町民生活の安全と安心を守り実行力のある組織体制の実現を目指した利府町定員適正化計画をもとに適正に採用してまいりたいと考えております。

なお、賃金労働条件改善に対する国への財政措置拡充につきましても、人件費のみならず利府町全体の事業運営に対しさまざまな機会を捉え要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、第2点目の歩ける通学路の整備に向けてについてでございますが、(1)と(2)とは関連がございますので一括してお答え申し上げます。

歩行部分のカラー標示については、町内会やPTAからの歩道設置の要望を受け、設置が困難な場所での対応として道路の幅員等を考慮しながら実施してきたところでございます。また、横断箇所の路面標示については、横断歩道の設置が有効であります。規制標示のため公安委員会に要望することになります。

なお、横断歩道のない交差点などで交通事故の多い箇所には、交差点であることを認識させるため町ではカラー塗装によるスクエア標示を実施しているところであります。

今後の進め方といたしましては、平成28年度から利府町通学路等安全対策推進課会議においてPTAの方々とともに通学路の安全点検を行っており、その中で必要とする歩行部分のカラー標示などについて検証していきたいと思っております。

次に、横断旗につきましては、交通量の多い交差点などの横断歩道に設置しているものであり、横断旗の補充につきましては、センターラインなどの白線やカーブミラーの巡回点検の際に行っているほか、交通安全協会の地区の役員の皆様により行っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○7番（木村範雄君） それでは、再質問に入ります。

1点目、会計年度任用職員制度の導入についてです。

地方公務員法の改正の趣旨は、1、臨時非常勤職員は地方行政の重要な担い手であるので、

任用の適正化、各自治体で臨時非常勤職員の採用がばらばらなので整理する必要がある、適正化を図る必要があると言われていています。また、地方自治法改正の趣旨では、臨時非常勤職員の処遇改善、民間での同一労働同一賃金への動きや裁判の判例から改善の必要性があるとしています。地方公務員法、地方自治法の改正により非正規公務員の制度が変わるわけですが、この制度が導入されれば、利府町で直接働く職員は、正規職員と非正規職員でも学識経験がある人に厳格化される特別職非常勤、常勤の欠員が生じた場合に厳格化される臨時的任用職員、それ以外の会計年度任用職員に分類されると考えていいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（後藤 仁君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

基本的にはそのとおりになると思います。ただ、正規職員の中には常勤の特別職、いわゆる三役、それから再任用職員、任期付職員、これらの職員も含むものと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 済みませんでした。労働者を基準に考えていたので、町長たちのこと、丸々すっかり抜けてしまいました。また、再任用職員は、年金が65歳までずれるという格好があって延長している部分だということで、この中に入っておりませんでした。失礼しました。

その会計年度任用職員制度を設けた上で、期末手当を支給可能にしたことが今回の大きな変化点であります。フルタイム会計年度任用職員の方は、給料、旅費、各種手当、期末手当が支給できるようになります。パートタイム会計年度任用職員の方は、報酬及び期末手当の支給ができるとされています。現在、利府町で働いている非常勤職員の方は、先ほど人数が町長のほうから出されましたけれども、非常勤の職員の方で事務職や技術職の方もいると思いますけれども、規定時間以上の時間外労働をしていることはあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（後藤 仁君） お答えいたします。

非常勤職員の所定の労働時間は、人事院規則を準じているところでございますが、一般職員、常勤の職員の4分の3を超えてはならないという規定がございます。その規定をもとに1週間の労働時間を定めております。その1週間の労働時間を超えるというのは、まずないです。ただ、その日の業務の都合によって時間をずらして勤務をするということはありますが、所定の労働時間を超えるというのはありません。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 非正規労働者の場合には、時間をずらして働くことはあっても週の契約時間を超えることはない。時間外手当は発生しないということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

この会計年度任用職員制度は、期末手当の支給を可能にするなど改善点はあるものの、いつまでも非正規、いつでも雇いどめを行えるようにしています。年度をまたぐ更新そのものを否定し、再度の任用はあるというもののその判断は自治体任せになっています。試験や選考を理由とした雇いどめが発生する危険性もあります。雇用の安定がなければ、一部労働条件が変わっても仕事への情熱が奪われ離職を考える職員がふえ、慢性的な人員不足が拡大することは火を見るよりも明らかであります。現在、利府町で働いている非常勤職員は、希望する限り働き続けられることを保障すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（後藤 仁君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、労働基準法、地方公務員法を遵守して我々は対応を行っているところで、最高で1年、そして最大で3年、場合によって条件によっては5年延長ということもあり得るのですが、そちらを最大の期間としております。

議員おっしゃるように、会計年度任用職員については、1年ごとにその職の必要性を吟味して次の年度の職を考えるととなっております。仮に、現在働いている人が、翌年度その必要な業務が発生してまた引き続きその方を採用するというものを保障するものではなくて、そこでまた改めて選考というのが国の今回の改正でも求められております。ということから考えますと、現在、働いている人をそのまま勤務できることを保障するというふうにはならないものと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 非常勤職員だから補助的業務だけというふうに多分今国も考えているんだろうと思います。ただし、補助的業務でもやはり業務に精通していくことが、町の行政を動かすときに一番大事な話になってくるんだろうと私は思います。そういう意味ではその、実際に1年だよ、3年だよ、長くても5年だよという話があるんですけども、やはりその中で精通している方がもし出てくれば、その方々をやはり継続して雇用していくという考え方があってもいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（後藤 仁君） お答えいたします。

平成30年6月定例会会議録（6月13日水曜日分）

確かに事務をする我々のほうからすればそれがよろしいかとは思いますが、ただやはり労働基準法と地方公務員法というのがあって、年数、期間というのが定まっておりますので、そちらのほうを遵守して採用するようになるかと思えます。

ただ、今回の会計年度任用職員で、先ほども申し上げましたが、仮に今いる方が引き続き新たな業務として任用された場合には、給料、報酬のほうには経験を加味しなさいと今回規定されておりますので、こういう部分については遵守をしていくという考えでおります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 答弁とかみ合ってきたなというふうに自分では思っております。だったらどうやって救うのかというと、やはり道は1つしかない。後ろのほうにそれをつくっていただきますのでそこに行きたいと思えます。

この会計年度職員の給与水準は、常勤職員の初号級の給料月額を基礎にして決定されると言われております。これは行政職の1等級1号を基礎に決定されると思えられます。この1級1号は高卒の初年度の賃金であり、会計年度任用職員は経験や技術を持って働く方もいるので、これまでの経験と資格、年齢を踏まえて増額することが必要であり、そのような対応をすべきであると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（後藤 仁君） お答えいたします。

確かに経験、資格要件につきまして1級1号俸でよろしいのかという質問かと思いますが、おっしゃるように、一般事務補助については1級1号俸を基準にして人事院勧告、そういったものを参酌しながら今の800円という最低賃金、利府町のほうでは設定をしている状況でございます。

ただ、資格要件、保健師、保育士、そういった資格がないとできない業務もございます。これらについては、一番は近隣自治体の単価を参考にします。というのは、利府町が余りに低ければ利府町に来る方々もいなくなってしまうということも懸念されますので、資格要件者に関しては近隣自治体、あとは宮城県といったところの単価を基準に設定しているという状況でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今の答弁、技術職については、保育士の給料もありますし、保育所、保母さんの給料も、福祉給料表なんかを見ていけば出てくるというのが基本にはなっていると思えます。保育士であれば短大卒の行政職二表を使うか、薬剤師であれば大卒程度を使うかとい

うのが出てくるんだとは思いますが。

それでもやはり今、事務職だから1級1号の基準をと言いますけれども、事務職関係で入っても、年齢的に18歳ではなくて25歳でも、もしかすると30歳の方もいるかと思うんですけども、年齢的にも差は出てくると思うので、やはりその方の経験をもとにちょっと加味してやる方法を考えなければならないのかと。単に職だけではなくて、やはりその人の分を考えることが必要なのではないかと指摘はしておきます。

もう一つの問題点として、総務省通知のマニュアルでは、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営という原則からの逸脱が行われるということであります。正規職員の本格的業務が管理、権力的業務に限定されかねず、そのほかの業務は会計年度任用職員や派遣・委託などへの置きかえが進むと言われております。それらの中で、利府町の職員定数、正職員数、非常勤職員の数はどうなっているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 総務管理班長。

○総務課総務管理班長兼人事法令班長（後藤 仁君） お答えいたします。

まず、臨時非常勤の定数というものはなくて、予算上の人数は持っているんですが、今現在の臨時非常勤職員数については、先ほど町長の答弁にもありましたように、現在臨時職員は29名、非常勤職員は68名となっております。

行政職、一般職のほうの定数でございますが、定数条例上では全体で275名という今、条例上の設定にはなっております。では、それに対して今の職員数はどうなっているのかというところを申しますと、4月2日現在で申しますと、定員管理される職員、定員管理上の職員数は250名でございます。これは派遣職員も全て含んでいる職員数でございます。ただ、この定員管理に含まれない職員というのも実はおまして、その職員は何かといいますと再任用職員、それから派遣を受けている職員、そういったものは利府町の定員にはカウントされないんですが、それらの職員を全て含めると、三役も含めると全体で現在は267名の職員となっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今の答弁でわかったこと、1つは、全体の職員数が正規職員の数が267名と。非正規職員は合わせると97名ということで約360名、364名ですかね。定数的には275名ということですので、今の限定する中だけで回していくことは可能だと。非正規職員というか非常勤職員の場合は、勤務時間が全員が8時間ではないので、6時間の方もいらっしゃると思うので、そういう意味ではその分は若干数的には下がってくるかもしれませんが、やはり

今の定数だけでやはり全てを補おうとすると大変なんだというのは、今の現状なのかと思います。

それで、国が言っている優良な管理職員を育てるためにも、やはりおのおのの職場自体を知り尽くしている職員を育てることが求められていると思います。そのためにも正規職員の確保は住民本位の行政を進めるためにも必要なことであります。

町長に聞きます。これまでの自治体職場では、みずからの手で全ての業務を行ってきました。保育所や学校給食、家庭ごみの収集や道路の簡易な維持補修など現業部門を設けて実施してきました。庁舎内の事務分野、技術部門の設計積算など自分で現地を確認し、測量し、方法を決めて積算し、発注し、業者を決めて工事を監督指導し、竣工させると。全てを役場の職員が実施してきました。それをこなすだけの役場職員を確保していたことにより、宮城県沖地震への対応や8・5の大雨による水害にも対応ができていたと考えています。利府町の行政運営を住民のために進めるためには、任期に定めのない常勤職員を中心とすることが求められています。そのためにも今回の会計年度任用職員制度については、現行条件を維持発展させるとともに、同一労働同一賃金、均等待遇等の原則により早期の改善と希望者全員の正規の雇用を保障することを求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員にお答えいたします。御質問ありがとうございます。

常勤職員につきましては、定員適正化に基づき適切に採用してまいります。会計年度任用職員制度につきましても、国から示されたマニュアル、さらには地方公務員法、労働基準法等を遵守し対応してまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） そういう答弁の予想はしていたんですけれども、でも、要は、利府町という役場を回していくときに、本当にやはりそれだけでいいのか。1つの基準として今の町長の答弁はあるんですけれども、やはり利府町の職員をもっとレベルを上げていくためには、やはりそここのところを経験を積み重ねてやって実際昇格させてやるというか、そういう考え方を持たないとやはりだめなんだろうと私は思います。そういう意味で、利府町としては、長時間の残業の規制を図り、正規職員の確保を図ることが求められています。また、正規職員を削減するための会計年度任用職員で置きかえることは行わず、国に対しては賃金労働条件改善への税制措置拡充をすることを要請しておきます。

次に、大きな2点目、歩ける通学路の整備に向けてについてです。

以前、歩ける路側の整備とカラー化を求めてきました。利府三小学区では、路側のカラー化や交差点のカラー化などが行われましたが、現在は進められていないように思いますけれども、本年度の予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

利府第三小学校の学区内で現在カラー舗装をしたのは、町道笹町在加瀬線の笹町交差点のところの洞メキ交差点にかけて及び野中小橋元線の第三小学校北側の下り歩道についてカラー舗装をやってございます。

また、交差点のカラー化につきましては、町道笹町塩釜線の石切場交差点及び十三塚1号線の野中生活センター前の交差点、笹町在加瀬線の洞メキ交差点についてカラー化をやってございますが、今言ったそれぞれにつきましては、町内会やPTAからの歩道設置等の要望を受けて行っております。その中でも歩道設置のなかなか厳しいところということで、代替策としてカラー舗装を実施しているところでございますので、現在、議員御質問のどのようなことをやっているのかということなんですが、現在はこれらの箇所の塗り直しといったものをしていまして、今年度はしらかし台8の1号線、中学校の路線をカラー舗装の塗り直しということを予定してございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 子供の安全を守るという観点では、歩車道分離がされていない歩道が設置されていない道路では、路側のカラー化が子供たちの安全登校の目印にもなると思います。そういう意味でこの考え方はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

路側のカラー化ということは、歩行者が通行するということを車両の運転手に対して視覚により注意を促す効果を狙い町としても実施しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 路側のカラー化が、そういう目的を持ってやっているんだということが確認できれば、単なる維持管理ではなくて予算を確保して毎年毎年、最終的には何年かかるかわかりませんが、やはり歩車道分離がされていない道路の全ての路側の整備とカラー化を進めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） 確かに全交差点、全危ないところということが求められるとは思いますが、一番最初に町長が答弁しましたように、事故の多い箇所を重点的にやっごございますので、そういった意味で町としても事故の危ないところを重点的にということを進めていく予定でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 事故が多いからやるんだというのも1つの手法ではあると思います。ただし、やはり子供たちが安全登校するために歩くところ、この青いところを歩くんだよとか、緑でもいいんですけども、ちょっと赤はやばいかな。要は、この色のところを中心にみんなして集団登校しましょうねという形にしていくというのは、方策としては正しいのではないかと思います。そういう意味では、担当が変わりますけれども、教育委員会としても、子供たちの安全な登下校のためにも路側の整備と路側のカラー化は安全対策の柱になるものだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

議員がお話しされますように、路側の整備等が進むことは、安全性を向上させることとしては認識しております。しかしながら、先ほどの答弁にもありましたように、道路の状況とか優先順位などもございますので、整備担当課のほうに調整をいただきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、児童の通学指導をしっかりと行えるように学校のほうに情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今の答弁、そのとおりだと思うんですよ。全ての路側のカラー化ができるわけではないので、当然安全登校の通学指導を行うというのが最低限まず1つがある。それに合わせて、でも次はカラー化があったほうがいいんだというのであれば、やはりそれを順次、順番を決めて整備をしていくという話が当然出てくるのかと。そのためにどんなふうな予算配置をしていくんだということになると思うんですけども、その1つ前に、もしやるとなれば都市整備課でそれをやっていくと思うんですけども、やはり安全対策の方向性、方向性はもう確保された。いいよと皆さん言っているわけですから。ただ、順番でとか、話が出てくるのは順番で、もう一つは事故の多いところという状況がさっき出されました。ただ、やはり都市整備課としては、予算が確保されれば順次整備していくことに異議はないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 木村議員にお答えいたします。

整備を担当する都市整備課といたしましては、これまでもカラー舗装を含めまして道路の側線や路面標示等の修繕など危険箇所を優先的に順次整備を行っているところでございます。議会においてお認めいただいた予算の有効的・効果的な執行することで通学路の安全確保にこれからも努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 次に聞くところが大体決まってくるんですけども、その前にもう一つ、通学路整備のもう一つの課題、それは、横断歩道の設置されていない交差点の路面標示であります。先ほどの答弁の中で、横断歩道を要望しているけれども、警察の許可なんかも関係してくるので中心部の交差点のカラー化をしているという話がありました。幹線道路は別として、地域内には多くの交差点、歩車道分離がされていないところの中ではやはり横断するところ、そういう多くの交差点があります。学校に登校するためには、交差部での横断が不可欠であります。その交差部は、歩道がないところが地域の中では大半になってくると思います。そのためにも、交差部のカラー化は、子供たちにとっても注意喚起の目印になり、通行する車両にとっても一時停止、徐行の誘導になると思います。子供たちの登下校時の安全対策としては非常に有効になると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

交差点のカラー化につきましては、先ほど交通事故の多い箇所を重点的にやってきたと答弁差し上げましたが、まさに交通事故の多いところを順次進めているわけですけれども、そのことは運転者に交差点であることを再認識させるためにも大変重要なため実施してきているところでございます。また、運転者が交差点であることを認識するためには、そういったものであったり、目の高さで交差点がすぐにあるというのを運転手もわかるための方法というのが大変重要になってきますので、カラー化をしたりということがとても重要になってくると思います。そういったことで、それをつくることで事故が減少して相乗効果で子供たちの登下校の安全対策につながっているということもありますので、御理解願います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 交差点で、要は歩車道分離のされていない交差点で一時停止の標識があつて一時停止をします。でも、一時停止をして右左を見ても左右の車が見えません。要は交差

点よりも1メートルか2メートル下がったところに一時停止標識があるので、どうしても見えないと。そういう意味では、そこで一時停止して1回とまって、徐行ですぐにとまれるスピードで入っていきながら、交差点の手前で左右をちゃんと見て確認をして直進をするというのが基本的な形だと思います。そのためにも交差点のカラー化は物すごく有効な話なんだと。要は、一時停止させた上でもう1回、真ん中をカラー化したことによってその手前でとまって見んだ、そして渡っていくんだという車のほうに対してのアピールといたしますか、という観点ではやはり一番カラー化というのが、事故の多いところではなくて一般的にもそういうふうにしておいたほうがよりいいのかと思います。

それが今度子供たち、小学校の生徒を考えたときに、そこでとまっている分も含めて、車がとまっているなど見ながらそこで渡っていける、横断をしていくというところに考え方をやはり統一して、教育委員会もそうだし行政も一般行政部門も一緒に考えて、危ないところだけではなくて、やはり基本的には全ての町道の中で子供たちの安全のためにも路側のカラー化と交差点のカラー化を進めていくような方向性をとっていただきたいと思います。

町長に聞きます。町内全路線を一気にやれと言っているのではありません。町長がその方向性を確認し、順次できる予算を確保し、予算の範囲内で整備し続けることが求められていると思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員にお答えいたします。

木村議員の子供たちに向き合う姿勢、そして先日も野中の学区民運動会で木村議員が総司会をされていた姿を見て、本当に地域にかける思いというのは、並々ならぬ議員のお立場というか姿勢が見てとれたなと思って私も学区民運動会に参加をさせていただいておりましたことを、今思い出して議員の質問を聞いておりました。子供たちが本当に安全に学校に通えるという通学路の整備としては、町としても本当に子供たちを守るために大変重要であるということはいっしょに認識しておりますし、考えております。

しかし、さはさりながら町として、繰り返しになってしまいますが、先ほど申し述べさせていただいたように、利府町通学路等安全対策推進会議におきましてPTAの方々とともに通学路の安全点検を行いながら必要な対策を検証し対応していきたいという、この答弁に尽きるということでお答えさせていただきます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 要は、PTAの安全点検のもの、やはり町長としてそういう意味で路側

のカラー化、交通安全対策、子供を守るんだという形の中で、それをやっていくという考え方はないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 私は、決してやるとかやらないとかという答弁をしているつもりはないのですが、まずはやはり既存の皆さんにかかわっていただいて、一緒に子供たちの未来を考えていこうというところが既に利府町、先ほど申し上げました通学路等の安全推進対策推進会議でございますので、その会議の中で皆さんといろいろと意見交換をしながらできることはできる、やれることはやれる、またできないことはできない、やれないことはやれないという決定をしてみたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 行政の長として、その安全会議の判断、会議、打ち合わせの結果を守ってやっていくよというのも1つの考え方で正しいんだとは思いますが。ただし、先ほど教育委員会にも担当するところにも、やはり路側のカラー化、交差点のカラー化はそういう意味では本当に大事なんですよと、その効果はありますよという答弁を先ほどいただきました。答弁があれば、どこどこに聞いて確認、そこに方向性をいざなうのではなくて、やはり町として道路の管理として路側のカラー化をしていくことによって子供の登下校時の安全を守るんだということは、どこに委ねるのではなくて、やはり町長がひとりで決断していい話だと思うんですね。問題は、決断したことに対して今度は予算を確保しなければならないという分なので、私が一番最初に言いました一気にやれと言っているのではないんです。でも、それを継続して続けていく方向性が大事なんだと。先ほどの答弁でも、路側のカラー化やりました、でも維持管理の分という話がありました。1つのまとまったお金であれば維持管理もかかるのでという話で理解はするんですけども、やはり町長の答弁とすれば、その部分は必要なのであれば予算はつけて、一気にできないけれども危ないところを順番に、最後はもう危険度が50%以下だよというところでもあるかもしれませんけれども、そこもやはりちゃんと整備をしていくんだという考え方が必要なんだと思いますけれども、再度お願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 木村議員にお答えいたします。

本当に子供の安全を守るということは私も気持ちを一にするものでございますし、また、カラー化しないと言っていることではございません。カラー化していくのは、議員も御案内のとおり路側帯に電柱があったり、また幅員が狭かったり、障害物があったりということで、いろ

いろカラー化が不可能なところもございます。そうしたことももろもろ含めてPTAの方々と話し合う場がございますので、そうしたところを利用しながらしっかりと対応して検討してまいります。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） そこで、前回やったときには歩ける路側の整備と路側のカラー化という、電柱が車道上にあって、民地に移していればいいんだけど、占有なんかも今度電力のほうかかってくるから道路の中にということで、本当に路側が歩ける路側になっていないというところも結構あるのかなと。やはりそこは踏まえて、子供たちの安全のためにという意識の見方を立てて、子供の安全を守るということは、おじいちゃん、おばあちゃんの歩く路側をつくるということにもなるので、そこは頑張っていたきたいと思います。

最後になりますけれども、通学路の安全対策として今防犯カメラの設置が言われています。不審者、変質者への対応が言われています。老壮クラブによる下校時の安全パトロールも行われておりますが、抑止力としての防犯カメラ設置が言われています。議会報告会の中で登下校時の安全対策として防犯カメラの設置が要望されました。また、児童の安全対策だけではなくて、暴走バイクへの対応など安全対策取り締まり強化などその効能は多く出されました。町として防犯カメラについてはどう考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

質問の趣旨が防犯カメラのことかと思うんですが、防犯カメラを設置してあれば犯罪の抑止効果が期待できるものと認識してございます。しかしながら、一方では、つけることでのプライバシーの問題が生じてきます。県では、そういった意味で防犯カメラの設置運用の基準を示すガイドラインというものを策定し公表されているんですが、その中では、防犯カメラを設置する場合には、カメラが設置されていることを見やすい場所に標示すると。カメラを設置するのを見やすいところに標示してくださいということと、カメラの設置目的、撮影範囲、設置台数を明確に要綱等に定めて実施してくださいと。また、個人情報保護法を遵守して撮影された画像等の適正な管理が求められているものでございます。

通学路に防犯カメラが設置されていることは、下校時の安全対策として大変心強いものとは考えますが、さまざまな問題、今言ったもの、どこに設置するのが一番いいのか、どのぐらい設置したらいいのかというような問題も生じてきますので、先ほど答弁してございます利府町通学路等安全推進協議会等の関連団体に連携して今後検討していくことなのかと考えてござい

ます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○7番（木村範雄君） 今、安全対策のための手法として、いろいろと防犯カメラについて今の時点での見解とか設置のための条件とかが出されました。やはりそれも含めて、要は抑止力としてありますよというのが、あればやはりそここのところではしないのは当然だと思うんで、それを含めて次にきちんとやはり調整をしながら方向性を打ち出していきたいと思います。

子供たちの安全と安心を守るのは、学校であり、地域であり、そこに居住する人たちの協力で確保されると思います。そのためにも行政と議会が力を合わせて制度をつくり上げることが求められています。今回取り上げさせていただきました会計年度任用職員制度の導入に伴う労働条件改善と正規職員の確保、歩ける通学路の整備に向けては、常に町民の立場に立った行政運営を進めることが求められているものばかりです。引き続き町民全員が健康で長生きできる行政運営に頑張ることを表明するとともに、行政が1つずつ課題解決に向けて活動することを要請し、6月議会の一般質問を終わります。ともに頑張りましょう。

○議長（櫻井正人君） 以上で、7番 木村範雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

2番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔2番 鈴木晴子君 登壇〕

○2番（鈴木晴子君） 2番、公明党の鈴木晴子でございます。本定例会には2点にわたり通告いたしております。通告順に読み上げてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

申しわけありません。まず初めに1点、訂正箇所がございます。裏のページでございますが、（4）の部分「平成20月」となっておりますが、「平成20年」にお直しをお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、始めさせていただきます。

1、自転車の安全利用について。

自転車に関係する交通事故は、全事故の約2割を占めているとの調査がございます。利用者の交通ルール無視や交通マナーの欠如から発生する事故や危険・迷惑行為等も社会問題となっ

ております。自転車利用者の安全意識の向上が重要であると考えます。そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）自転車の安全利用等の町民への周知方法をお伺いいたします。

（2）先進自治体では、自転車安全運転教室を開催し、受講者に自転車運転免許証を交付しております。利用者の安全運転の意識啓発にもつながる取り組みであると考えます。町としても取り組んでみてはどうかお伺いいたします。

（3）自転車の利用者が加害者となった事故の損害賠償請求訴訟で、高額な賠償を命じた判決がふえてきております。先進自治体では、利用者に損害賠償保険への加入を義務づける等を含めた条例を制定し、自転車の安全利用を促進しております。町としても取り組むべきではないでしょうか。お伺いいたします。

（4）平成20年6月1日の道路交通法改正により、幼児及び13歳未満の児童に対するヘルメットの着用努力義務が施行されました。子供の自転車事故の6割は、頭部への損傷との調査もございませう。子供の安全を守る観点から、ヘルメット着用の普及啓発は重要であると考えます。町としての取り組みをお伺いいたします。

2点目、ネット被害から子どもを守る対策について。

社会のモラルやルールが十分に身につけていない子供が、インターネットを利用しSNS発信やゲーム等をするにより、知らぬ間に犯罪にかかわってしまう危険がふえてきております。また、ネットいじめも深刻な問題でございませう。未来のある子供たちがネット被害、犯罪に巻き込まれたりかかわったりしないよう対策が必要であると考えます。そこで、次の点をお伺いいたします。

（1）スマートフォンやタブレット、ゲーム機器を使いインターネットを利用している子供の利用状況は把握されているのか、お伺いいたします。

（2）ネットいじめによる相談件数は把握しているのでしょうか。お伺いいたします。

（3）埼玉県志木市では、志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例を制定し、子供のネット被害を未然に防ぐ対策を講じております。町としても条例制定を検討してはどうかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、自転車の安全利用推進については町長、2、ネット被害から子どもを守る対策については教育長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の自転車の安全利用推進についてでございますが、（1）から（4）までは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

自転車の安全利用等の住民の皆様への周知方法につきましては、春と秋の交通安全町民総ぐるみ運動において、運動の重点に自転車の安全利用を掲げ、街頭キャンペーン等でチラシを配布するとともにのぼり旗を設置するなど周知に努めているところであります。

また、自転車安全運転教室の開催についてでございますが、町内の小学校では交通安全教室等において自転車の安全な乗り方、ルール、ヘルメットの着用等を指導しております。しかしながら、高齢者等一般の方々を対象とした安全教室は開催しておりませんので、他の自治体の事例を参考に調査研究してまいりたいと考えております。

最後に、損害補償保険への加入を義務づける等の条例の制定についてでございますが、議員御指摘のとおり自転車事故において高額な損害賠償を命じられる事例が発生していることから、損害賠償保険への加入を盛り込んだ条例を制定している自治体がございますが、その多くは都道府県として全県的に条例を制定しているものでございます。条例の内容も加入義務か努力義務にとどめる、または加入の推奨などさまざまな内容となっております。保険加入は個人の負担を伴うものでありますので、本町では安全運動等を通じ安全な自転車利用を啓発するとともに、保険の加入についても周知してまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 2番 鈴木晴子議員の御質問にお答え申し上げます。

第2点目のネット被害から子どもを守る対策について、お答え申し上げます。

まず（1）のスマートフォンやタブレット、ゲーム機器を使ったインターネットの利用状況についてでございますが、情報環境の変化に伴いインターネットへの接続環境も多様化し、事故や犯罪の被害に遭うなど大変危惧される状況になってきております。

各小中学校における今年度の携帯電話の所持状況等の調査では、小学校の4年生から6年生は48%、中学生は66%となっており、携帯電話以外のパソコンやゲーム機などによるインターネットの利用状況にあつては、小学校4年生から6年生で86%、中学生も同じ86%となっております。

次に、（2）のネットいじめの相談件数についてでございますが、町内における昨年度のインターネット関連の相談件数は、中学校で1件、小学校はございませんでした。相談を受けた1件は、LINEによる友人間の誹謗中傷で、いじめと認知され、学校での指導を行い、現在

は解決しております。各学校におきましては、さらにいじめアンケート調査の実施や宮城県で実施しておりますネットパトロール事業を活用し、ネットいじめの把握に努めております。

最後に（3）の子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例の制定についてでございますが、宮城県におきましては、宮城県青少年健全育成条例第15条の2、第16条の3におきまして、保護者等に対してフィルタリングに関する義務規定を設けていること、また、第16条の2においては、携帯電話事業者等に対しまして青少年の確認義務やフィルタリングに関する説明等の義務を規定しており、青少年をインターネット上の有害情報から保護することや、いわゆるネット被害を未然に防ぐ対策が講じられておりまして、新たな条例の制定は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 1点目より再質問させていただきます。

自転車の安全についての（1）でございますが、自転車安全利用の周知方法でございますが、平成30年度の宮城県交通安全県民運動の重点項目に自転車の安全利用の推進がございます。県としても安全利用の推進を行っているところでございますが、その中で毎月15日は自転車安全利用の日となっております。答弁のとおり、町では春と秋の交通安全街頭指導を行っておりますが、15日には自転車安全利用の呼びかけも行うことが必要ではないかと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

春、秋の交通安全総ぐるみ運動の中で、また15日ということなのですが、現在、1日、15日に町の交通安全指導車で広報していますけれども、15日の午後からは利府町の交通安全母の会が同じ指導車に同乗しまして同じような言葉を広報しているんですが、自転車を利用する皆さんへということで「自転車も乗れば車の仲間です。交通ルールを守り安全運転に心がけましょう」ということで、会員が同乗して広報もしていますので、引き続き今後についてもそういったことを、全町内会を回っているわけではありませんが、引き続きやっていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 現在もしているということですが、15日は自転車安全利用の日ということで15日は特に自転車安全利用を訴えていただきたいと思っております。

5月でございますが、自転車安全利用強化月間でございます。駐輪場での街頭マナーアップキャンペーンを推進している自治体がございます。町としても関係機関と連携しながらこのような取り組みが必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

5月に特出した自転車の運動ということですが、先ほど私、答弁の中に毎月やっているということも申し上げましたけれども、今言ったことも、町には利府駅のところに駐輪場がありますので、今後の検討材料としていきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 今月は既に6月で、5月はもう1年後になってしまうので、ぜひ1年間検討していただければと思います。

周知方法の手段としましてもう一つ有効な手段が、やはりホームページになるかと思えます。多賀城市、仙台市等でも大きく自転車安全利用についてホームページを用いて周知しているところがございます。こちら町ホームページには今のところないようなところでしたので、設定していくことも大事ではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

議員質問のあつてから改めてホームページのところを確認したわけですが、なかなかうちのほうの情報として少ない部分も確かにございますので、ほかの町の状況等を見まして、交通安全及び自転車のことも大変必要なことでもありますので、今後掲載ということで努めていきたいと思えます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 自転車安全利用5原則であったり、TSマークの周知であったり、伝えるべきことはたくさんあると思えますので、充実した内容のページの作成を検討していただきたいと思えます。

次に、（2）の自転車教室の開催について質問させていただきます。自転車教室は、全ての小学校で行っているということでよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

各小学校におきましては、教室ということで行ってございます。中学校につきましては、利

府中学校のみ年度初めに全校指導ということで行ってございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 小学校は全部で中学校は利府中学校だけということでございましたが、宮城県の過去5年間の自転車事故の死傷者数を年齢別に分けた結果が出ております。死傷者数、死者数で一番多いのが11歳から20歳となっております。発生時間が朝と夕方となっているところを見ましても、通学による自転車利用と考えられると思います。中学生はそのまま高校生になるという部分からは、中学生に対しての自転車教室も重要であると考えますが、こちらの部分をお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

中学校に関しましては、現在、自転車通学を一部許可しているのが利府中学校のみとなっておりますので、こういった形での指導をしているものと思います。しかしながら、日常的に、やはり自転車の事故があったとき、それ以外でも学校のほうでは指導しておりますので、そのところを御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 過去5年間の事故数で一番多いのが、突出してその年代なので、町としては対策が必要であると考えて質問させていただきました。もう一度お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、学校では既に指導している状況ではございますが、なお、学校のほうの情報を確認いたしまして、必要があれば指導の徹底を行ってまいりたいと考えます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） とても重要なことであると考えますので、検討していただきたいと思います。

国の調査によりますと、自転車教室受講者の割合は、小学生から高校生までで約90%で、高齢者は4%という結果があります。町としても、先ほどの答弁のとおり、高齢者に対しては行っていないということでございました。県内の自転車事故の発生率から見ましても、先ほどの11歳から20歳の次に多いのが高齢者の事故でございます。

また、国の調査では、高齢者ほど重症化してしまうという結果もあります。私の親戚も同じように85歳で自転車の事故で寝たきりになってしまいました。高齢者の事故の亡くなる原因と

しましては、出会い頭の事故、そして頭部のけがで亡くなるということが特徴になっております。高齢者のヘルメット着用も非常に低いという結果もありまして、逆に言えば、ヘルメットを着用していれば助かったということも考えられると思います。このことから、高齢者への自転車安全利用の普及啓発は重要であると考えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

議員御提案の自転車の交通事故については、確かに学生及び高齢者及び、そこで対車で交通事故になるともう大きな重症になって、頭をぶつければ本当に大きなことになってしまうというのがございますので、ただ、最初に町長が答弁しましたように、町として今やっているのは学校でということ及び交通安全週間においてチラシの配布及びそこに重点項目として実施していますということしかありませんので、答弁したように、今後ほかの町の一番いいところ、いろんなところを勉強しましてどういった方法が一番適切なのか、周知につながっていくのか勉強しながら進めていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） いろいろな自治体をとということでございましたが、魚沼市では、高齢者を対象とした自転車教室を市と警察署、老人クラブ、交通安全協会が連携しまして開催しております。内容は、自転車ルールミニテストと適性検査、屋外での模擬コースの実技講習などございました。受講者へは自転車運転免許証が交付されるような、このような講習会でした。このようなスタイルも一緒に研究というか、していったらいかがではないでしょうかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほども答弁したように、ほかの自治体のやっているものを研究しながら、今まで取り組んでこなかった部分もありましたので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 自動車の免許のほうでも同じ結果が出ているようですが、年齢が上がるほど自転車の運転への自信の度合いがどんどん上がるという結果が出ております。60代より70代、70代より80代のほうがどんどん自信がついてくるというふうな、自分自身の。ですが、家族から見ると、危ないと感じる部分のほうが多く上がっていくという。自分自身の危険認知度を確認できるような取り組みを講習の中でも取り入れていくことが必要ではないかと思っております。

が、検討していく中でぜひこちらも一緒に入れていただきたいと思います。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

今、議員御提案のことにつきましては、知識というものがなくなかなか指導というものにならないのかと思います。そのためにも警察署であったり、利府町には自動車学校もありますので、そういったところとお話をしながら、どういったことが一番簡単でということを取り組みやすいのかということをお勉強していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） そうしましたら、次に3点目の条例についてお伺いいたしますが、まず一番最初に町のここ最近の自転車事故の件数についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

手元に平成29年度の自転車の事故件数がありますので、御紹介申し上げます。29年度は19件、その前の年は11件ということで、29年度、残念ながら8件の増になってございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 災害防止の指標でヒヤリハットの法則というものがあまして、1件の重大事故が発生した場合、その現場では過去に軽微な事故が29件、さらには事故につながっていた可能性がある事例が300件起きていたというふうな結果があるんですが、こちらの事件件数で、済みません、計算機を手元に持ってこなかったのだからなんですけれども、大体5,000件くらいの軽微な事故、事例が起きていたというふうなことになると思います。これほどの危険が潜んでいるということが考えられると思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど町内の状況、自転車の事故の状況をお話ししましたが、確かにちょっとしたことから、ヒヤリハットで気づけばなかったことをちょっとしたことで自転車は事故になるよというものがあるかと思っております。そういった意味は認識していますので、先ほど言ったように、そういった交通安全及び自転車の乗り方とかルールとかそういったものが大変重要と考えておりますので、そういった指導というのを今後ともやっていきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 自転車の死傷者数の法令違反の有無を調べた調査がありますが、平成23年度のデータで少し古いんですけども、死傷者の65%が何らかの法令違反となっていたという結果があります。町内の自転車事故が関係する事故、18件ということでしたが、この法令違反を含む事故というものはございましたでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

先ほど19件とお話ししたと思うんですけども、所轄の塩釜署での件数ですが、内容につきましては、詳細は出ていませんので、全体の町内の件数しかわからないということで、お答えできかねます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） その事故には法令違反、2段階右折ができていなかったりだとか、そういうふうなものが含まれていたかをわかればお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

言葉足らずだったのかと思うんですが、件数だけ発表で、どのような事故の内容であったり、違反があったのかというのは、先ほど議員御説明あったように県の状況ではそういったものが記載されていますけれども、町内の状況ということでは私どもの情報の中ではわからない情報でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） そうしましたら、最近の自転車事故、責任賠償の金額なんですけれども、高額になっているというものは通告でも申し上げておりましたが、内閣府の平成28年度の交通白書に事例が載っておりまして、平成20年自転車を運転していた少年が、散歩中の女性と正面衝突し、女性は頭を強打し寝たきりとなってしまいました。この事故での判決では、ヘルメットを未着用だったことなどから、保護者の監督義務を果たしていないということで保護者へ9,500万円の賠償が命じられました。このことから自転車保険加入を強力に推進していくことが非常に大事だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

確かに交通事故になってそういった面で補償ということで多額の補償金が発生するというこ

とは、今の交通形態からするとあり得るものかと思えますけれども、賠償保障につきましては有償でございますので、私どもやれる範囲で今やっているのは、交通安全期間中にそういったもの中加入しましょうという宣伝、いわば努力目標というようなことで取り組んでいるわけですが、ほかの県では条例で定めているということもありますけれども、宮城県、まだ県内の統一したことにはなっておりませんので、しかしながら、高額な請求にもなりますので、今後も引き続き交通安全期間を通じてそういったもののパンフレット等を利用して周知していきたいと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 非常に重要なことであると思えます。

それから、利府高校の前の県道なんですけれども、かなりの急勾配でもありまして、利府高校生は、坂をおりる際は自転車に乗らない、押しておりにことになっております。ですが、ほかの自転車はかなりのスピードでおりにきています。後ろから下ってくる自転車に私自身もぶつかりそうになったこともありました。福岡市では、条例を制定しまして、歩行者安全確保のために自転車押し歩き区間を指定しておりました。歩行者にとって危険な区間はこのような措置も必要ではないのかと思えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

確かに利府高校の県道の路線は急勾配で、利府高校生は自転車を押していると思えますけれども、議員御指摘の部分は、一般の方がそのまま乗ったまま上からおりにくれば、確かにそういった面ではスピードが相当出ているのだろう、及び危険なおりに方になっているのかと思えます。しかしながら、歩道の幅員であったり、そういった規制というものは、なかなか町独自では難しいものと考えますので、警察とも相談しながら手だてができるのか、条例で規制してやったほうがいいのかというものを調査していきたいと思えます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 何もない中での規制はできませんが、条例があることによってそのような危険も回避していけるかという部分では、制定も必要なのではと考えます。このような自転車の歩行者の安全確保や自転車の安全利用、保険加入の義務化、自転車整備点検の励行、ヘルメットの着用等が明確に示されました条例がやはり必要なのではないかとと思えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

御指摘のことにつきましては、確かに大変重要なことと考えてございますので、先ほども申し上げたとおり、関係機関と協議しましてどういったことができるのか調査していきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 次に、（4）の子供ヘルメットについて、再質問いたします。子供のヘルメット着用の努力義務ですが、どの程度周知されているとお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

いずれも質問の中で重要なことなんです、その中の一つにヘルメットということで、ヘルメットにつきましても、春、秋の交通安全週間のチラシでヘルメットが大変重要で、事故になったときに頭部を守るために大変重要ですよということで周知しているところですが、それ以外につきましても、学校の教室であったり、また、聞きますと、菅谷台小学校では、自転車を持ち込んで皆さんがヘルメットをかぶって実走の教室もやっているようでございますので、引き続き、そういった意味でチラシであったり、菅谷台の小学校のそういったものを支援していったりしていきたいと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 昨年6月に仙台市で自転車安全利用に関する街頭アンケートを行ったようでございますが、13歳未満の子供が自転車に乗るときに、また、乗せるときに保護者はヘルメットを着用させる努力義務があることを知っていますかとの質問に対しまして、知らなかったという人が42%もおりました。お隣の仙台市での結果ではございますが、まだまだ周知が足りないのではないかと感じております。何度も繰り返して呼びかけていくことが大事だと思っております。子供の自転車事故の6割が頭部の損傷との結果でございますが、ヘルメットを正しくかぶったことによりまして減る死亡者は、4分の1に減らせるということでございました。このようなヘルメット着用の重要性、法令の努力義務だけではなく着用の重要性を理解している保護者はどのぐらいいるかと考えますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

今の質問の調査、端的にしていませんので、どのぐらいの数字があるのかというのはちよっ

とわからないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） ヘルメットを着用することによりまして、守られる子供が必ずいるという部分を親、保護者に認識してもらえようような取り組みをしていただきたいと思います。この着用については、本当に学校でもかなり呼びかけられていると思います。ですが、私自身も着用せずに自転車に乗っている子供を本当によく見かけるところでございますが、警察との連携で町内交通安全の巡回の際にヘルメット着用を呼びかけるような取り組みはできないものか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（櫻井浩明君） お答えします。

警察との連携ということなのですが、今、警察と連携して、全国的なのですが春、秋ということで連携してやっていますので、そういったときを捉えまして重点項目にも上げていますが、最重点とってはおかしいですが、そういったことも特筆しながら警察と連携しながらやっていきたいと考えています。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） やはり警察から子供、びっくりするかもしれませんが、呼びかけられることによりまして本当に心にとどまって、きちんとかぶるようになるのかなというふうに思っています。

平成28年の定例会でも安田議員が提案されておりますが、子供のヘルメット購入への助成の部分でございますが、かなり補助している自治体がございます。ヘルメット着用を普及させるためには、必要な施策だと思っております。子供を守るという観点からこの施策について町長の考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えいたします。

今、生活安全課の課長からもお答えをさせていただいておりました。これは保護者の皆様께서しっかり御努力される、また認識をされるということがまず第一に上げられるのではないかと考えております。それで、町ができることは、まずは周知徹底させることが先なのではないか。先ほど交通安全キャンペーン中というお話も、重点項目としてということもございました。そのほか、議会の皆様、議会広報もございます。私どもも広報紙、または町内の回覧板等々もあります。そうしたこと、まずは周知徹底から始めたいかと、こういう考えでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 子供の命を守るという観点から、済みませんがもう一度伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） まずは、子供は親、保護者の言うことというとおかしいんですけども、指導が一番先にあるはずでありますし、あるべきかという思いもあります。そうしたことを町がまずは応援をするということで、という姿勢というとおかしいんですけども、まずは周知徹底から始めたいという思いでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 子供の命を守るという観点からですと、各自治体、1人2,000円ぐらいの補助で行っております。そういう部分からしたら、ぜひ検討していただきたいと考えます。

次に、大きい2番目のネット被害から子どもを守る対策についてに移ります。

（1）の利用状況の把握でございますが、平成29年度の国の青少年インターネット利用環境実態調査では、小学生がインターネットの利用について65.4%、中学生は85.2%となっておりまして、本町は利用率が答弁からしますと高い傾向になっているように思います。対策は考えておりますでしょうか、伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

まず、学校のほうの指導がメインとなるものと考えております。学校では、子供たちが何気なく利用している状況におきまして、知らない間に被害や犯罪に巻き込まれることがないように、児童生徒や保護者に対して携帯電話等が安全に使用できるように研修会等を開催しております。そのほか、教員におきましても、県のほうで主催する研修会などに出席いたしまして情報をつかみまして子供たちへの指導を行っている状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） この数字の高さは、親にも伝えていくべきなのではないかと思いますが、親、保護者へは伝えられておりますでしょうか、伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

先ほど教育総務課長も申しましたが、各学校においては、年に1回必ずネットに絡むような

研修会を行うようにと指導しております。例えば、菅谷台小学校さんは、昨年度は五、六年生を対象に保護者と子供を交えた研修会をやっております。大抵の学校は保護者が一緒に入っているようです。その際、危険性とかというのは十分伝わっていると思っております。ですから、必ず1回は、学校にいる場合は1回はそういう話は聞いていると思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 警視庁の調査で子供の携帯電話やインターネットの利用についての調査があります。初めに10項目を質問し、ネットに対しての依存度の違いを出しまして、低・中・高の3つのカテゴリーに分けて分析しましたところ、さまざまな部分に悪影響が出ていることがわかりました。寝るのが遅くなったというのが73%、勉強する時間が減ったというのが61%、ネット被害経験の割合も高くなっております。福井県坂井市では、ネット依存チェックリストを使いまして子供のネット依存度の度合いを気づかせる取り組みを行っております。このような取り組みは重要ではないかと思いますが、取り組んでみてはどうかと思います。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

ネット依存度に関しましては、やはり大人も夢中になるぐらいのものでございまして、子供にとってもやはりいろいろと問題が生ずるおそれはあるものと考えております。ただいま議員から御紹介いただきましたものにつきましては、今後研究してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） このチェックリストで子供も親も自分がどの程度依存しているかというものが目に見てわかるようになるのではないかと思いますので、ぜひ研究していただきたいと思っております。

平成29年度、先ほどと同じような青少年のインターネット利用環境実態調査の中で親への調査でございしますが、インターネットに関する啓発や学習の経験の有無としまして、先ほど教育次長の答弁でもありましたように、学校、保護者会、PTAの会合などで説明を受けたという方が6割おりました。やはり学校を通しての保護者へのネット安全利用が重要であると考えております。また、学校から配布された啓発資料などで知ったという方も6割おりました。これから始まる夏休みには、ネットが自由に使える時間がふえると考えます。啓発資料の配布が必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えします。

啓発の資料に関してですが、例えば研修会等ではもちろんやっているんですが、長期休み前、例えば夏休みに入る前とかそういうときに、生活の仕方の中にそういったものも盛り込んでおりますので、啓発はしていると思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 啓発はされているというところでございますが、なかなか私の周りにいる親とかもそこまでは理解が進んでいないように感じますので、さらなる取り組みをと思います。

安心ネットづくり促進協議会が平成28年に報告しました資料に、子供のネット使用を不安に思っている親への調査があります。その中で不安事項を相談したい相手として最も多かったのが、専門家でございます。身近な場所での相談体制の充実が必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

学校におきましても、相談体制はいろいろな体制を組んでおります。保護者の方も、教職員への相談ももちろんですが、学校教育専門員、それからさまざまな相談機関等も御案内しておりますので、その中で御自分の相談しやすい相手を見つけまして相談していただくことが必要かと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 学校の先生という答弁もありましたが、学校の先生とかに相談したいという方は2割しかおりませんで、専門家に相談したいという方のほうが4割から5割と多い状況でございました。そういうことから見ましても、身近に気軽に相談できるようなところが必要なのではないかと思えます。今定例会に提案されております子育て世代包括支援センターがありますが、そういうところでの体制の整備も必要ではないかと思えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

学校におきましてもやはりいろいろ相談を受けている状況にございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

それから、教育委員会には教育相談ダイヤルがございまして、日々いろいろな相談を受けておりますので、そういったこともぜひ御活用いただけるとありがたいかと思えます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 身近な場所で電話、スマホを持って行って相談できる場所が必要ではないかと考えております。

（2）のネットのいじめ件数の把握についてに移ります。

本町では1件というふうなことではございましたが、その中にはやはりどうしても見えてこない件数があるのではないかと考えております。SNSやコミュニケーションアプリが増加普及しましたことで、いじめが生じる場面に変化が見えてきている、先ほどもLINEでのいじめとなっておりましたが、これまで基本的にいじめは学校で起きておまして、学校の外には家庭などの逃げ場がございました。いじめはリアルな場所からそのようなネット上のものに移っていると思います。うちの子供もゲームの中で自分でつくったものを友達が壊すというふうにならなくて怒っているときがありまして、この問題がエスカレートしていったら学校での友達関係にも影響していくのかと少し懸念しているところでございますが、SNSのいじめは人目に触れることなく時間の制限もなくなってしまうため、子供が逃げることができない状況でございます。埼玉県川越市では、学校で定期的な実施されるいじめに関する紙のアンケートでは、リアルタイムにいじめの状況を把握できないという問題点を解決するために、子供たちがいつでも匿名でいじめを通報できるアプリを導入いたしました。町としても検討していくことが必要ではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほど教育長の答弁の中でもございましたが、ネット関連に関しましては、ネットパトロールという県の事業がございます。こちらは県のネット関連の情報収集に関する事業でございます。業者に委託しましていじめ等と思われる学校ごとの情報が得られるシステムとなっております。こういったものを使いながら、それからお子さんの御様子につきましては、学校のほうでも、それから御家庭のほうでもよく見られていることと思っておりますが、毎月いじめに関するアンケートをすることと各学校のほうでやっております。そのほかに、毎月やるものは非常に簡単なものでお子さんが書きやすいものになっているんですが、そのほかに保護者の方と一緒にやるアンケートですとか、詳細なものも年に何度か各学校のほうで行っておりますので、そういった活動を通じまして、いじめ等に関するものにつきましてはネットのいじめも含めて対

応していきたいと考えております。

なお、議員から御紹介がありましたアプリ等につきましては、今後検討を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） ネットパトロールで調査しているのということでしたが、こちらは時代が変わっていきましてSNSは見えない部分、特にLINEは見えない状態でございますので、先ほど言いましたアプリですと自分から通報ができるという、それで自分も匿名ですのでその部分がしっかりと伝わっておりますので、検討していただきたいと思っております。

次に、（3）のネット被害を未然に防ぐ対策としての条例の制定でございますが、答弁にもありましたように、県では青少年健全育成条例を制定いたしましてそのような部分を周知しているところは私もよくわかっていたところでございますが、この部分、保護者には十分に周知されているというふうに考えますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

こちらは青少年健全の分野ということでお答え申し上げますが、先ほど埼玉県の事例あるいは宮城県の条例ということで、その中にSNS等から子供たちの被害を防ぐというようなことでの内容については、条例、明文化されてきております。ただ、改正されたのが平成28年3月、それからことしの3月に改正されたということでございますので、これから今後そういったものがパンフレット等を通しまして周知されるものと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 十分に周知していただきたいと思っております。

北海道の浦幌町では、小中学校生全員を対象に、子供自身も策定にかかわったスマホゲーム機使用の統一ルールが宣言されております。宣言項目は5項目でございますが、使用時間制限、小学生は午後8時まで、中学生は9時まで、家族の目の届く居間で使用などがございます。これは、コミュニティースクールの中で十符っ子ブラザーシップのような取り組みの中で決まったようでございます。条例を制定するまではいかなくても、このような町統一のルールも必要ではないかと思っておりますが、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

議員御質問の埼玉県の事例とか北海道の事例につきましては、その概要なんですけれども、小中学生がネットトラブルに巻き込まれないように、家庭でのネット利用あるいはスマホの端末機器の使用時間などを子供と一緒に考え取り決めさせるということが保護者の役割と位置づけたものと承知しております。同様に、議員御承知だと思うんですが、県の条例の中にも、具体的には第15条の2という項目の中に、保護者はインターネット利用に伴い危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し適切に使用するための必要な教育を行うこと、それから、当該青少年のインターネット利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定めて適切な利用の確保に努めなければならないとあります。この遵守すべき事項というのは、利用時間とか有害サイトのほうに行かないようにというふうなことも含めての内容ということでございますので、こちらも県の条例の中に含まれているものと解釈しております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 仙台市では、学力調査の結果からスマホは1時間以内とパンフレットを作成しまして注意喚起をしております。町の学力調査のほうはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（佐藤博昭君） お答えいたします。

具体的な数値は今申し上げられませんが、仙台市とほぼ同じような傾向だったと記憶しております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○2番（鈴木晴子君） 仙台市と同じ傾向ということで、仙台市では学力調査が下がったということでスマホは1時間以内というふうに決めました。町の学力調査も同じということでありましたら、町の子供たちのネット利用率は高いというふうに先ほど申し上げました。その部分からも何らかの対策が必要ではないかと考えますが、最後にお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

今後利府町での取り組みということですが、先ほどから出ておりますとおり、各学校での情報機器の安全教室の開催とか家庭教育学級とか各学校のPTA、スクールシップ事業、あるいは青少年育成利府町民会議などにおきまして、携帯電話やインターネットなどいわゆるネット被害を未然に防止する研修会を開催してきたところであります。今後におきましても引

き続きSNSやインターネット被害から守る取り組みを行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） では、最後に私のほうからお話をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、インターネット関係、特にLINEが問題だと。最近の新聞でも私のところにこれだけ情報が入っているんですね。こういった情報は共有しています、私たちは。もちろん校長会、教頭会のほうにも指示していますし、県がやはりこの問題に対しては非常に危惧しておりまして、学校の取り組みに対しても指導が入っている状態なんですね。

ただ、フィルタリングがなされていないというのがかなりの数、それから、知らないでいるLINEの活用も非常に大きくなっているというのが実際なんです。だから、学校の教育の中でなかなか届かなくなっている。そして、なおさら家庭が全然わからないというのも問題が生じている原因になっているんですね。ですから、議員御指摘のとおり、本当に各家庭の対策も必要なんです、その対策の方法を知らないままに子供たちが活用しているというのが現状なんです。

学校教育の中でさまざま教育、今までになかった教育を学校でしなければならない。それが今学校が大変苦勞している部分でもあるんですね。ですから、議員御指摘のところは本当にそのとおりだと思うんですけども、学校で決してそんなことに対して何もしていないというわけではないので、一生懸命努力はしておりますので、その点は御理解いただければと思います。

なお、議員御指摘があった点で欠けている部分については、私どものほうで校長会、教頭会を通してまた指示をして取り組んでいきたいと考えておりますので、御承知おき願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 以上で、2番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時58分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問続行の前に、議員の皆様、当局の皆様、暑い方は私に遠慮せずにじゃんじゃん脱いでいただければ、結構でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問を続行します。

6番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔6番 安田知己君 登壇〕

○6番（安田知己君） 6番、共産党議員団の安田知己です。お昼を食べたばかりで眠くなる前に早く終わらせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今回は3つの質問を通告しております。通告順に質問をしていきますので、よろしくお願いいたします。

1、子どもの貧困について。

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図る、これは2014年に施行された子どもの貧困対策法を受けて政府が閣議決定した理念であります。ところが、今もなお、子供の貧困は大きな社会問題になっています。2016年4月に公表されたユニセフの報告書では、最貧困層と標準的な層との格差を国ごとに分析しており、日本の格差は先進国41カ国の中で8番目に大きいということでありました。貧しさの広がりに加えてその度合いも深刻であることが指摘されたといえます。そこで、町の考えをお聞きします。

（1）子供の生活に関する実態調査を実施しましたが、今後町はどのような施策を行うのでしょうか。

（2）アンケートでは生活や就学のための経済的補助を求める意見が多かった。これは給付型の奨学金制度を求めているのではないのでしょうか。また、子供の教育費のことが心配であるとの意見も多かったです。小学校入学前の入学準備金支給を検討してはどうでしょうか。

（3）貧困の実態を捉えられるのは各課にわたっています。各課の連携はどのように進めるのでしょうか。

大きい2番です。屋内温水プールの利用促進について。

プールでの運動は、有酸素運動や筋力トレーニングなどどちらの要素も兼ね備えています。さらに、水の特性を利用して筋力をつけることができ、動き続けることで脂肪燃焼も期待できるのでダイエットにも有効であります。また、水の浮力で陸上よりも体への負荷を少なくすることができるので、過体重によるけがの心配も少なく済みます。町民の健康増進と体力向上につながる屋内温水プールであります。以下、町の考えをお聞きします。

（1）屋内温水プールの利用者拡大にどのように取り組むのでしょうか。利用料の見直しやフリーチケットの発行を検討してはどうでしょうか。

（2）障害者に対しての利用促進や安全の確保はどうなっているのでしょうか。

（3）プールの利用を介護予防につなげてはどうでしょうか。

（4）プールの供用開始から21年が経過しています。今後大規模な改修が必要になるのでしょうか。

大きい3番です。（仮称）塩釜地区歯科口腔保健センターについて。

塩釜地区二市三町圏域住民の健康づくりをサポートする歯科口腔保健の拠点として、一般社団法人塩釜歯科医師会に（仮称）塩釜地区歯科口腔保健センターの施設整備費を助成します。そこで、以下、町の考えをお聞きします。

（1）保有機能として地域包括ケアシステム・在宅訪問歯科診療の支援とあるが、どのような訪問診療を行うのでしょうか。

（2）出産や育児で長いブランクがある歯科衛生士の職場復帰を支援するというが、具体的にはどのように支援するのでしょうか。

（3）将来的に障害があるために一般の歯科医院で受診が困難な人の障害者歯科診療室を要望してはどうでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、子どもの貧困についての（1）及び（3）は町長、（2）は教育長、2、屋内温水プールの利用促進については教育長、3、（仮称）塩釜地区歯科口腔保健センターについては町長。初めに、町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 安田知己議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の子どもの貧困についてでございますが、（1）と（3）とは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

本町では、貧困線未満の割合が5.8%と全国的に見ても少ない状況となっていることなどから、昨日遠藤議員に答弁しておりますように、放課後自習コーナーや放課後子ども教室、子どもの居場所づくり事業などを含めた学校が主体となった放課後における学習支援や地域力を活用した事業の拡大について、現在教育委員会において検討しているところでございます。

また、昨年度に行った子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、関係部署、関係機関等が連携して子供の貧困対策を推進することにしておりますので、御理解願います。

次に、第3点目の（仮称）塩釜地区歯科口腔保健センターについてお答え申し上げます。

まず、（1）の訪問診療の内容についてでございますが、歯科医院に通院できない寝たきり

の方々などの口腔ケアに関する相談や治療が必要なときは、現在と同様に訪問診療を行うこととしております。加えて、口腔保健センター内に地域医療連携室を設置し、医師、歯科医師、薬剤師で構成する三師会や他の医療機関との連携、圏域住民向けの訪問歯科診療の受け付けや配員等をスムーズに行うと伺っております。

次に、（2）の歯科衛生士の職場復帰への支援についてでございますが、長い期間、ブランクのある方への研修会の実施などのほか、将来的に行政主体の健診や医療現場への復帰を希望する在宅歯科衛生士が登録できる人材バンク機能を目指すこととしております。

最後に（3）の障害者歯科診療室の要望についてでございますが、障害者の方の診療につきましては、障害の程度や歯科治療に対する協力度、齲蝕や歯周病の程度や治療内容によっても対応が異なると考えております。現在、塩釜歯科医師会では、障害の程度にかかわらず受け入れ、障害の状況に応じた配慮をしており、その上で治療が困難な場合は、仙台市福祉プラザ内の障害者歯科診療所や障害者歯科専門医を紹介しているのが実態となっております。

しかしながら、本町における障害者の数は少なくないことから、議員御指摘のとおり、将来的には障害者の方々の診療ができる医師の確保を要望してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 6番 安田知己議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の子どもの貧困についてお答え申し上げます。

（2）の給付型奨学金についてでございますが、町で実施する上では大きな財源を要するものであり、現状では実現は困難と考えております。今後も、現在町で行っております勤労者生活安定資金融資制度について周知を図り、教育費の負担軽減につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

また、小学校入学前の入学準備金の支給につきましては、さきの3月定例会において木村議員に答弁しておりますように、所得の調査の方法などについて先駆けて実施している近隣市町村の状況を調査し、返還のリスク等の少ない方法での実施について引き続き検討してまいります。今後も町独自の事業である小中学校入学支援事業などにより保護者の皆様の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、第2点目の利府町屋内温水プールについてお答え申し上げます。

まず、（1）の利用者拡大のための取り組みについてでございますが、町民の方々に対する毎月1回の無料開放やこどもの日の子供無料開放、プールでの体操教室のほか委託事業者によるPRチラシのポスティング活動などを行っております。平成27年度からは70歳以上の高齢者の

方々の無料開放や一般の方々の利用時間を2時間から3時間に延長するなど、利用者の拡大に取り組んできたところであります。

今後の取り組みに関しましては、議員御提案の利用料金の見直しやフリーチケットの発行なども含めまして、社会情勢の変化に伴う町民の方々のニーズや施設の維持管理に要する今後の経費負担等を勘案しながら総合的な検討を行ってまいります。

次に、（2）の障害者の利用促進についてでございますが、障害のある方の利用につきましては、障害者手帳等を確認し無料としております。また、町内にある県立支援学校の児童生徒の利用も受け入れているところでございます。今後とも利用される方々の意向などを取り入れながら、よりよい環境の整備や接遇を心がけ、利用促進に努めてまいりたいと思います。

また、安全対策につきましては、監視員の配置はもとより、日ごろから施設内の安全確認などを行っておりますが、障害のある方に対する安全の確保につきましては、障害の種類や程度に応じた配慮が必要になりますので、監視体制の強化とともに、同伴される介助者の方に無料で御利用いただくなど万全な対策づくりに努めてまいります。

次に、（3）のプールを活用した介護予防についてでございますが、ことしの3月に町の保健福祉課が策定いたしました利府町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画におきまして平成27年度から実施している70歳以上の町民無料開放事業等を積極的に推進しており、介護予防の一助として高齢者の健康増進に努めているところであります。今後も関係部署と連携を図りながらプールを活用した介護予防につながる取り組みなどについて検討してまいります。

最後に、（4）の今後の大規模改修についてでございますが、議員御指摘のとおり、プールは供用を開始してから21年が経過しており、この間、東日本大震災などの影響も加わり、機械設備等の更新が必要な時期であることは認識しております。しかしながら、町が管理運営している多種多様な公共施設などにおいても老朽化の進展が数多く見受けられることから、昨年3月町の財政経営を健全かつ計画的に進めるために策定いたしました利府町公共施設等総合管理計画に基づきまして平成31年度までに各施設の個別計画を作成し、関係部署と調整を図りながら今後の具体的な行動につなげていく予定でありますので、御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○6番（安田知己君） では、再質問してまいります。

まず、子どもの貧困についてです。今回、子供の生活に関する実態調査を実施して、これから利府町も学習支援や子供の居場所づくりなど本格的に子供の貧困対策に取り組むんだという

ことだと思えるんですけども、これはいつからどういう意気込みで取り組むのか。まずそれを聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） 6番、安田議員の再質問にお答えしたいと思います。

学習支援につきましては、貧困対策に特化して取り組むということはお子さんの心情を考慮しましてもなかなか困難なものと考えております。現在、各中学校で取り組んでおります自習教室を利用しやすいものにする、それからまた、学習支援者として地域の方たちの御協力をいただくことなどを検討いたしまして、生徒同士の学び合いを含め全ての子供が利用できるシステムとして取り組んでまいりたいと考えております。

それから、小学校につきましては、現在も実施しておりますが、チーム・ティーチングなどによる各児童に合わせた学習支援を行うとともに、必要に応じまして個別指導も実施している状況でございますので、今後も継続いたしまして細やかな支援を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 学習支援というのを検討して今も少しやっているんだということですけども、確認したいんですけども、前に後藤議員が子ども食堂の質問をしたとき、子ども食堂に行っている子供たち、あそこに行っている子供たちは貧困なんだよというふうに受けとめられるようなことがないようにという話を後藤議員はしていたと思うんですね。この学習支援というのも同じような方向で考えているということよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、貧困対策ということを前面に出すのではなく、例えば放課後の学習とか夏休みの学習とか、お子さんたちが使用しやすい形態をとりまして学習支援をしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。全ての子供を対象にして行うということですね。

続きまして、子供の生活に関する実態調査の結果を見ますと、本町では5.8%の貧困層、貧困の人が見られます。そのような人には早急な対応が求められていると思います。一日でも早く、この5.8%の人がどのような支援を必要としているかを調べて取り組んでいく必要があるのではないかとと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

窓口での支援等に係る相談などを受けた場合などにつきましては、支援を必要としている方の状況に応じまして公的サービスの情報提供や安定した生活の確保ができるよう対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 窓口に来たら対応するというのではなくて、できればこの5.8%の実像をつかんで、なるべくその人たちがどういった支援を求めているか、それを早く町でつかんで実行していただきたいと私は思っております。

続きまして、（2）の奨学金についてお聞きします。

奨学金は、親に経済的な余裕がない学生がアルバイトや仕送りでは不足する学費などを賄うために借りるものです。奨学金というと一番多いのが今は日本学生機構の奨学金制度で、今や大学生の2人に1人が借りている制度だと言われております。これは貸与型の奨学金と言われていまして、本来社会人になってから返済するものなんですが、返済し切れない人が全国で32万人、返済できなくて自己破産に追い込まれるケースが1万人もいるということです。

どうして自己破産まで追い込まれるかといいますと、この日本学生機構の奨学金制度では、まず返済予定日を過ぎると5%の延滞金が増加させられます。それでも滞納すると、滞納3カ月で個人信用情報機関へ登録される。これはブラックリストに名前が載ってしまうということになります。4カ月の延滞で回収業務を債権回収会社に委託されまして、本人や保証人、そして場合によっては働いている職場にまで電話がかかってくるということになります。そして、9カ月の延滞になりますと、そうなるともう法的措置を講じられまして、裁判所を通じて一括で返済を求める督促通知が届きます。弁護士によりまして、この一括で支払いができない場合は自己破産しか選択肢がないという人も少なくないと言われております。

本人が自己破産すればそれで済むという話ではなくて、連帯保証人というのが必ず学生機構の奨学金でも記入しなければならないので、その連帯保証人になった家族、親戚に支払いが命じられます。そして、親に収入がないと親と子供、どちらも共倒れになってしまうケースがあります。奨学金の自己破産というのは、本人だけではなくて家族や親戚にも影響を与えてしまうということです。

今の奨学金制度は、奨学金という名前ですけれども、学資ローンという形だと思います。給付型の奨学金制度というのは、やはり家にお金がないからと進学を諦めている子供たちには大

きな後押しになると私は感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

先ほども教育長のほうで答弁いたしましたとおり、町による給付型の奨学金については、なかなか難しいものと考えております。給付型の奨学金につきましては、日本学生支援機構におきまして、経済的な理由により進学することの困難な方に対しての制度を今現在実施しております。国公立、私立、自宅外通学などそれぞれ区分はございますが、月額2万円から4万円の支給が行われている状況でございます。こちらの制度等を御活用いただきながら、私たちとしてもこういった制度の御紹介を差し上げたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今の答弁で、日本で初めて給付型の奨学金制度ができると。2018年に本格的にスタートするということでもあります。ですが、この中身を見てみますと、対象となる生徒というのは、住民税、非課税世帯、そして生活保護世帯など2018年度は2万人に支給が予定されております。この給付型を受けられる学生、対象になる学生数も極めて限定的なんです。そもそも2万人分が用意されているといいますが、これは、2005年に大学や短大に進学した58万人のうちわずか3.4%でしかありません。専門学校とかに進学している人が17万人いるので、それを加えるとやはり全体の2.6%、受けられるのはほんの一握りということになるんです。

ですから、やはり町もこういった給付型の奨学金が必要ではないかと思うんですけれども、そこで町長にお聞きしたいと思います。今まで奨学金制度の創設を提案すると、奨学金の返済、滞り、あと回収が困難ということを理由として前にやはり進まなかった状況でありました。やはり本当に学びたいという人には、奨学金制度というのは必要な制度だと私は感じております。返済の滞りとかを理由に創設できないのであれば、町独自の給付制の奨学金というのは、これは検討できるのではないかと思うんですが、やれと言っているわけではないですよ。検討ですよ。検討できるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員の御質問にお答えいたします。

本当に私も奨学金を借りていた人間の1人として、厳しいかもしれませんが、私は借りていた人間として思うのは、借りた金は返さなければいけないです。私も借りていた人間ですので、そのノルマは、貸していただいたから、しっかりと学ばせてもらったから、返さなければいけないという思いで私も20年、途中紆余曲折どころではない、もう払えなかった時期も大分長く

ありましたので、相当かかって返済をしました。

それも踏まえて、今安田議員のお話も聞かせていただいて、安田議員の思い、危機感も、また教育にかける、子供たちにかける思いもよく私も理解しているつもりでございます。

私もそういう借りたときに、借りることを考えたときによく考えたのは、現場の先生たちの指導の仕方、それは生活面における指導の仕方もやはりもっともっと勉強してもらいたいなという思いが強いです。というのは、進学をお金がないから諦めるということ、今この日本でそのお金をどのように工面するか、奨学金を含めてありとあらゆる教育ローンも含めて、中で諦めるという選択肢をとるということは、どういうことなのかと逆に思わざるを得ません。そうしたありとあらゆるメニューはたくさんございます。金融機関が出しているものだけではございません。ライオンズクラブだとかロータリークラブとかありとあらゆるところが教育的な支援をしているところでございますので、そういった意味ではもっとやれることはたくさん、民間の皆様を初めやれることはたくさんあるのではないかと思いますし、私の個人的なお話で申しわけございませんが、祖父なんかは明治の人間だったんですけれども、明治の人間で法政大学の専門学校か技術系の大学に行っているんですけれども、お金がなくなったら昔の話、よく聞いたのは、血液を売ったとかよく話を聞きます。そういうことをやれとはもちろん言っていないんですけれども、やはり学ぶということは苦勞が多い。苦学生という言葉が今死語みたいになっていると思うんですけれども、そうして学んで得るものも多いのではないかと思います。私自身が奨学金を得て大学、大学院へ行った人間として思うところでございます。まずはありとあらゆるそういった選択肢を自分で探る、または先生が提示する、そういったところの方法があるのではないかと私は思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 学ぶためにはいろんなことがあるという、そういったことも勉強ではないかと、町長はそういう話だとは思いますが、やはり学ぶことは、学ぶためにやれることはたくさんあっても、やはりお金の工面ができなくて諦めるという子供をなくすためにこういった制度が必要なのではないかと私は思っているんですよ。

今、大学を途中で中退する人が多くなってきていると言われております。理由としては、やはりこれは経済的な理由が一番多くなってしまっていて、そして考えていただきたいのは、大学を中退した後の進路なんですけれども、中退した人の6割がアルバイトとかパートで働いていて、正社員になれるのは1割ほどしかいないと今言われております。大学を普通に卒業する人は、7割から8割ぐらいが正社員として働いているので、大学を中退した人の正社員の率というの

はかなり低いんだと言えます。

そして、経済的な理由で大学を中退しても、奨学金はやはり返済しなければならないわけじゃないですか。借りた奨学金だけが残ってしまうんですよ。経済的に困って大学を中退する、正社員にもなれないで非正規やパート、アルバイトで生活する、そういった子供たちをふやさないためにも、これは町独自に何か支援していく必要があるのではなかろうかと思うんですけども、町長、もう1回お願いします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 安田議員にお答えします。

私も紆余曲折があったというお話をさせていただきました。そのときにフリーターだったこともあります。私は正社員だったことはほぼ一度も、私の人生の中で今も含めてございません。その中で、払えない返還できないときがかなり長くありました。そのときは、私はただ黙って返還しなかったわけではなくて、学生機構でしたか、にちゃんと連絡をして、これこれこういう理由で今は納められませんという相談をかなりしましたし、また、親身に相談も乗ってもらえました。これは返さないということではないと。私は人生の軌道に乗るまでしっかりと雇用を含めて働きながら、アルバイトをしながらでもお返ししますという相談と、いろいろな関係各位の皆様温情というか、人ですから、がちがちにかたい心を持っている人たちだけではございませんので。

そういった意味では、正社員7割から8割、大学を出た人がなれる、または中退した人が経済的に非常に困難な人生を歩まなければいけない、確かにそのとおりだと思います。私も非常に困難な20代、30代前半を送っていたと思うんですけども、それはやはりいろいろなそうした助けてくださる人たちもたくさんいるということもそこで気づけるというのも、また人生の大きな糧になるのではないかと私は思っておりますので、とにかく奨学金をお借りした、そういうときには、借りた先に相談を私はまずしながら関係各位の皆様にも助けてもらおうと。そして、人はひとりで生きていけませんので、多くの皆様にかかわって人生を支えていただくということを理解できるというのも、私は大きな学びだったなというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） これ以上やっても出てこないですね。はい。

町長も奨学金を借りていて、返済のプレッシャーというのは私以上に理解していると思います。今は今のような考えなのかもしれませんが、やはり町民が本当に必要としている、子供たちが本当に必要だと思っているような、思われるような制度であれば、ぜひ考えていただきたい

と思います。

次に、入学準備金の質問をします。

全国では、入学準備金を入学前に支給する試みが行われています。本町は、中学生の入学準備金は来年から入学前に支給するというので、これは大変素晴らしいことだと本当に私は感激しております。

この小学生の入学準備金ですが、本町では、昨年の所得がはっきりしないと入学準備金の返却をお願いしなければいけないので、その人に申しわけないという理由がやはり大きいので行えないのではないかと私は感じております。入学準備金を入学前に支給している自治体は、なぜ入学前に支給しているかを考えてほしいと思います。利府町と同様に返済をお願いしなければならないという悩みを抱えながら、やはり入学準備金を入学前に支給していると思います。答弁でもありましたが、そういったところ、先進的な自治体を調査研究していただいて、これはぜひ前に進めていってもらいたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（庄司幾子君） お答えいたします。

議員もおっしゃいましたように、小学校の入学準備金も支給している団体も近隣の市町村でもございます。そちらの状況を調査いたしますとともに、そのデメリット対策、そちらのほうも研究していきたいと考えております。できるだけ早く小学校の入学準備金についても進めたいとは考えておりますが、できれば本当に保護者の負担の少ない制度として構築していきたいと考えておりますので、少々のお時間をいただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） きょう初めて前向きな答弁が聞けたので、少し安心しました。

次に、（3）の各課の連携についてお聞きします。

子供の貧困対策を進めるに当たって、人や組織の問題というのは決定的に重要だと思います。子供の貧困対策は子ども支援課が進めるとは思いますが、貧困の実態をつかむことができるのは、子ども支援課だけではありません。例えば、学校で給食費が払えない、教材費が払えないことを把握するのは教育総務課です。あとは、国保税の滞納や町民税の滞納しているとか、そういうときは収納対策班などが貧困の状態を捉えられます。やはり貧困の状態を捉えられるというのは、各課にわたっていると思います。

東京の荒川区なんですけれども、区政は区民を幸せにするシステムであるというスローガンのもと、子供の貧困対策をあらかわシステムと名づけて取り組んでいるようです。職員一人一

人が意識的にリスクを持った家庭の早期発見に取り組んでいます。それぞれの部署が所有するデータは断片的です。だからこそ職員全員が貧困状態にある人とその子供たちに敏感に反応することが必要だと研修にも取り組んでいます。町でもやはりこのような連携というのは不可欠ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（阿部義弘君） お答えいたします。

各課との連携につきましては、当然リスクを持った家庭の早期発見や状況に応じたサービスの情報提供などを行うためにも各課で保有しておりますデータを共有することが大事であると考えております。そのことから、関係各課や関係機関と連携を図りながら対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今でも利府の役場の方はちゃんとしっかりと連携して取り組んでいるとは、私も理解しているんですけども、より一層しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、大きい2番の屋内温水プールの利用促進についてお聞きします。

プールの利用者数というのは、このところふえているのでしょうか。また、トレーニング室やダンススタジオ、そういったところの利用者数も含めてお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

温水プールの利用状況ということでございますが、ここ数年といたしますか、東日本大震災後の状況を見てまいりますと、利用者合計では6万人台まで落ち込んだ時期もございましたが、平成28年度に8万人台まで回復している状況でございます。平成29年度の実績におきましては、合計で7万4,600人程度、それから、施設ごとではプールが3万400人、トレーニング室が1万4,800人、ダンススタジオが2万1,300人という状況となっております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今、屋内温水プールでは、健康になりほーだい、1カ月3,000円、その月のフィットネス教室が受け放題という取り組みが好評だと聞いております。3,000円で何度でも通えるのが受け入れられているのではないかと感じます。そこで考えていただきたいんですけども、週3回以上プールで泳ぐ、頻繁にトレーニング室を使う人に対して、その月の屋内温水プールの施設を自由に使えるようなフリーチケットとかフリーパスというような、そういった制度は検討はできないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

健康なりは一だいの取り組みにつきましては、その利用者の延べ人数、900人を超えるということ
ことで好評を得ているものと考えてございます。議員御指摘のフリーチケットの導入につきましては、近隣市町村の類似施設でも実施している例があるようでございますので、そうした実
施例を調査研究してみたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今、屋内温水プールを使うとプール1回500円、あとトレーニング室300
円なので、どっちも使おうと思うと800円になるんですよ。結構これが高いからちょっと安くし
たほうがいいのかと私は思うんですけども。例えば塩竈市の温水プール、1回500円というの
は本町と同じです。そして、回数券が6枚綴りで2,500円。10枚買わないと1枚しかサービスさ
れない利府町よりはお得感があるんですね。お得感かどうかということ言うわけではないで
すけれども。あと、また1カ月のフリーパスというのもありまして、これが塩竈のプールだと
4,000円。3カ月フリーパスというのもあるんですね。1万1,000円なんですけれども。より多
くプールを利用する人の利便性のよいサービスを、やはりここに取り入れているということ
あります。

どうでしょうか。やはりよいところは取り入れてもらいたいと思っているんですが、と聞いて
も、さっきと多分答弁は同じになるので、ちょっと聞き方を変えますね。一般のサラリーマ
ンの方は、昼間は働いているので屋内プールとかトレーニング室はやはり昼は原則使いません。
仕事帰りにしかプールを使えない人とか、そういった人のために、夜間割とか夜だけを利用す
るナイト会員とかというような制度を検討してもどうなのかと思うのですが、いかがでしょ
うか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

近隣の自治体で行っている類似施設の中にも、そういった夜間割とか時間帯で区切るフリー
チケット的なサービスを提供している施設もございます。先ほど答弁申し上げましたとおり、
夜、仕事帰りにしか使えない皆様方に対しましてそういったものに関しましては、フリーチケ
ット同様に確かに利用促進を図る一制度であるとも思いますので、そういった先進事例も今後
調査研究してみたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） よろしくお願ひします。

ちょっと情報提供というわけではないんですけども、町民の方が多く利用していると思われるグランディ21のプール、ここはナイト&ホリデー会員というのがありまして、毎月チラシが入ってくるんですけども、平日6時から9時までと休日は9時から夜まで自由に使える制度があります。利府に住んでいて夜しか行けない、休日しか行けない人がこの制度を多く利用していると聞いています。

町でも利用者をふやすためには、一律500円とかそういったことをするのではなくて、何か苦勞が必要だと思うんですね。そこで、町長にお聞きしたいんですけども、町長もプールとかトレーニング室は使ったことがありますよね。どうですか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（熊谷 大君） はい。プールもトレーニング室も大分昔、もう20年ぐらい前になるんですけども、相当な回数通ったことがございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 相当な数通えば相当なお金が出ていくわけですから、そういったときにやはり、ほかの施設が取り入れているようなフリーチケットとかフリーパスとか、夜だけ使えるようなサービスをつくることによって、利用促進というのがやはり図られると思うので、ただ500円で来てくださいというよりは、そういった使いたい人がより一層使いやすいサービスというのを考えていただきたいと思います。

では、次の質問をします。今、70歳の方のプールというのは無料になっています。まず、この70歳という年齢にしている理由をお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

この温水プールの70歳以上無料化につきましては、平成27年度から実施したものでございます。プール条例の減免規定を根拠としまして管理規則等を改正して制度化したものでございます。その際、利用見込みとか、あるいは歳入といいますか、施設使用料の部分が減ってしまうということも勘案したというふうに聞いておりますけれども、それを調査いたしまして70歳以上を無料にするという、適当な年齢と割り出し設定したものでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 70歳以上、プールを使う高齢者にこれはすごく大変喜ばれている制度だと思います。

日本では、一般的に64歳を現役世代、そして65歳から70歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者としています。年金がもらえるのが今65歳ですよ。やはり65歳からは高齢者とするのであれば、高齢者の利用促進とか健康維持、そういうことを考えると、このプールの無料を65歳以上に見直しても、逆に健康のためには高齢者にはいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

温水プールの70歳以上無料制度につきましては、当時の利府町の人口の中の75歳以上の人口の割合が、たしか10%弱だったと思いますが、それから65歳以上の対象となる方々は、その倍の20%弱ぐらいだったというふうに聞いておりますけれども、施設利用の歳入への影響が大きいものになるということで、その中間の70歳以上に設定したというふうなことがございます。議員御指摘の年齢区分を考慮したものではありませんので、御理解いただければと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 70歳以上の無料の試みというのは平成27年に行ったということで、始めたばかりなのでこれからだと思いますけれども、高齢者の健康維持のためにプールを使っただけということ是非常に有効なことだと思いますので、今後ぜひ考えていただきたいと思います。

続きまして、（2）の障害者に対しての利用促進について質問したいと思います。今、障害者の利用者数というのはふえているのかどうか、お聞かせ願います。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

障害者の方々の利用状況ということでございますが、過去3年のデータでプール利用者数は、平成27年度が2,493人、平成28年度で2,321人、平成29年度は1,514人でございます。それから、トレーニング室につきましては、平成27年度が32人、平成28年度では78人、平成29年度では113人の方々に御利用いただいております、こちらのほうは増加傾向にあると認識しております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 障害がある方もしっかり障害者のための設備を整備して取り組んでいるのでふえているのではないかと思います。

そこで、脳梗塞で後遺症が残ってしまっただけでつえをついている方から聞かれたんですけども、障害を持っていてもリハビリや運動のために町民温水プールとかトレーニングルームを使って

いいのかと聞かれたんですよ。本当に利府町のプールというのは、障害を持っていても使いやすいうように整備されているんですから、ぜひもう少し周知啓発というのをさせていただきたいと思うんですが、それに対してはいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

プールの中にもそういった、トレーニングルームにはそういった器具を使う指導員という方を設置しておりますし、またプールにおきましてはプールの監視員、こちらはセントラルスポーツというところに委託しているんですけれども、そういった専門的な知識を持った人もおりますので、そういった方々、スタッフにお気軽に御相談いただきながら利用いただければと思っております。

PRにつきましては、広報紙等を使いましてさらにPRしてまいります。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） では、しっかりお願いします。

次の質問、プールの利用を介護予防につなげてはどうかについて質問いたします。

総合事業では、介護度の低い人が受けているサービスの内容や価格を市町村ごとに決められる制度であります。その制度の中で、屋内プール施設を利用した介護予防というのを検討してはいかがでしょうか。そうすることによって、利府町の将来の社会福祉費の削減もできるのではないかと感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 安田議員の再質問にお答えをいたします。

総合事業につきましては、議員から御指摘のありますとおり、日常生活における自立であったり、介護予防を目的として町でも今進めているところでございます。温水プールの利用を介護予防にとのことでございますが、今現在は高齢者の皆さんが自主的に、なおかつそれぞれの生きがいつくりとか体力づくりを目的に、それぞれの年齢とか体力に応じて御利用いただいているものだと理解しているところでございます。

本町における介護者の認定率を見ますと、今13%台で推移しておりまして、宮城県でも下から数えて本当に1番、2番ぐらいの低い認定率で推移をしている状況でございます。そういったことから、プールの利用であったり、さまざまな生涯スポーツをしていただいていることによってお元気な高齢者の方、介護を受けなくて過ごしている方が非常に多いのではないかと私たちとしては感じているところでございます。そういったところからも、介護予防あるいは

生涯スポーツの一助として温水プールを非常に有意義に利用していただいていると感じておりますので、引き続き皆様に利用いただいて健康寿命でいる期間を延ばしていただくことができれば、それが結果として利府町の社会保障費の削減につながっていくものと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） わかりました。

ちょっと聞いていただきたいんですが、2006年に介護保険制度改正されたときですが、介護を受ける状態になる前にその原因を取り除く介護予防サービスというのが充実されることになりました。高齢化社会が広がる中、あらゆる世代がいつまでも元気で生き生きとした毎日を送れることがやはり何より大切だと思います。

利府町が委託しているセントラルスポーツですが、このセントラルスポーツでは、各自治体や地域包括ケアセンターのニーズに合わせたさまざまな介護予防プログラムを提供しているようです。筋力向上トレーニングや参加者が楽しみながらできるグループ健康体操を中心とした包括的プログラムを実施しております。そして、無料でコンサルティングというのを実施しているみたいなんです。本町もやはりセントラルスポーツにプールを委託しているので、このような取り組みというのはすぐにでも調査研究はできるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

セントラルスポーツさんにおける介護予防の取り組みの御質問でございますけれども、利府町におきましてもさまざまな介護予防事業を実施しておりまして、直接介護予防事業を実施しているもの、あるいは一部を民間の事業者へ委託をして介護予防を実施しております。昨年度民間の事業者へ介護予防のほうを委託をしておりまして、その際、指名入札の事業者の中に御質問のあったセントラルスポーツさんも指名業者さんとしてこちらのほうで指名をさせていただいたと記憶をしているところでございます。

国の掲げております総合事業のメニューの中には、短期的なりハビリをするといった通所型のサービスというものも市町村でメニュー化していきなさいと掲げられております。そういったところから、町といたしましても温水プールのトレーニングルームを有効的な活用ができないかということを検証してまいりたいということで考えていたところでございますので、御理解をいただければと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） プールの利用促進ということでもありますし、やはり高齢者の介護予防のために屋内プールというのは非常に有効だと思いますので、これから考えていってほしいと思います。

次に、（4）のプールの修理修繕、大規模改修が必要かということに対しての再質問をしたいと思います。

まず、プール内の照明のお話なんですけれども、蛍光灯照明器具というのは、2019年3月に国内主要メーカーというのは生産を中止する見通しになっています。プールの中を見ると、トレーニング室などはまだ蛍光灯照明なんです。これは予算の関係があると思いますけれども、やはりLED照明へ交換というのを考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

確かに議員御指摘のとおり、屋内温水プールのトレーニングルームにつきましては蛍光灯を使っております。また、屋内温水プールの施設の内容によって、そのほかにもハロゲンライトを使用している部分もございますので、その中で蛍光灯が生産を終了するというのもございますので、そういったことにつきましては、将来的には取りかえが必要になるものと考えておりますので、今後努力してまいりたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 世の中どんどん省エネというのに対して関心が高くなっていますので、ぜひLED照明への交換を考えてください。

続きまして、これまでたびたびプールは故障で長期間使えないことがありました。理由としては、やはり古い施設なので部品がないと。部品の供給がないのでほかでつくってもらったり探したりするので、それでその部品が手に入らないので長期間使えなくなるという聞いております。やはりあらかじめ部品のストックといったものも考えて取り組んだほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

現在、部品のストックは行っておりません。しかしながら、年度ごとに施設修繕料を計上いたしまして軽微な修理には対応しているところでございます。大規模な修理修繕が必要であれば、補正予算等を計上させていただいて対応しているという形になっておりますが、どの部分

が故障するのかがわかりませんので、全ての部品をストックすることは、財源的にも保管場所の課題もありますので、今のところ難しいかと考えておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） どこが壊れるかわからないくらい古くなっているんだということが、何となく今の答弁で理解できました。それ以上聞きませんけれども。

では、施設の保全活動は主に壊れてから行う修理、そして定期的に行うメンテナンス、そして壊れるところをあらかじめ予想しながら修繕する予防保全と3つに分類されております。今までプールの修繕というのは、壊れたり故障してから行っていたと思うんですが、やはりプールは、常に稼働しているからこそ皆さん利用するのだと思うんで、やはり計画的な修繕であります予防保全の検討というのを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（庄子 敦君） お答え申し上げます。

施設のメンテナンスということで、修理につきましては事後保全という、議員御指摘の施設メンテナンスの分類からすれば、そういったことにつきまして先ほどお答えしたとおりでございますけれども、定期保全につきましては、プールの水の取りかえ等に合わせまして年に1回大規模な定期点検を実施してございます。また、各種施設整備につきましては、年に2回から3回の小規模の点検を実施しているところです。議員御質問の計画的修繕に当たる予防保全につきましては、メンテナンス、定期保全の中においてそういった年に1回の大規模な定期点検等の中で実施しているものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 理解しているつもりですし、常にプールが動き続けてほしいなと本当に願っています。

続きまして、最後に塩釜地区歯科口腔センターについてお聞きします。

訪問歯科診療支援についての質問です。今、行われている訪問歯科診療というのは、高齢者が中心だと思います。しかし、一方で、通院する足がないために歯科医院にかかれない障害者という方もいらっしゃいます。そのような人もこの（仮称）塩釜地区歯科口腔センターの在宅歯科診療で支援するということが可能になるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 再質問にお答えいたします。

訪問診療につきましては、現在も塩釜地区歯科医師会のほうで実施をしている状態でございます。

ます。年間、お伺いしましたところ、20数名前後の方に御利用いただいている状況だということを確認させていただいております。

訪問歯科診療につきましては、高齢者の方だけではなく病気あるいは障害などさまざまな理由で通院が困難な方を対象にされていると伺っております。ただ、伺う際には御本人の健康状態であったり、どういったことを目的として訪問歯科診療を希望されているのか、そういったことをあらかじめ確認をさせていただいた上で訪問歯科診療を実施しているということですので、議員御質問の高齢者以外の方でも、御希望があれば御本人の状態を確認の上訪問させていただくということでしたので、御相談いただければということでご伺っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 障害者で一般の歯科診療ができるような、寝たきりかどうかはちょっとわからないんですけども、やはり一般の歯科で通える障害者であれば在宅訪問の歯科診療というのは対象になるのかと思うので、ぜひそういう方にも窓口を広げていってほしいと思います。

続きまして、(2)の歯科衛生士の職場復帰について質問いたします。この利府町に（仮称）塩釜地区歯科口腔センターに通って職場復帰する衛生士というのはどのくらいいるのか、これは予測はしているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

職場復帰を希望している歯科衛生士の数ということでございますが、数として町のほうで把握しているものはございませんが、一昨年前に国で実施した調査によりますと、有資格者のうち約半数は就業していないという統計が出されている状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） そういった方に復帰してもらうために、ここで職場復帰のトレーニングとか、実習とかそういった研修をして復帰させるということでもよろしいんですね。わかりました。

今、町が必要としている歯科衛生士の確保というのが、非常に困難だという話を聞いております。普通の歯科医院が必要としている歯科衛生士と町が必要としている歯科衛生士は違うというような話を聞いているんですけども、町が求めている歯科衛生士というのはどういった歯科衛生士を求めているんですか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

町で現在雇い上げをしております歯科衛生士が従事している業務につきましては、各種乳幼児健診であったり健康相談であったりした際の口腔衛生に係る指導あるいは歯科医師のサポートという形で、口腔衛生に関する指導が主な業務となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） 今説明していただいたような口腔衛生の指導といった歯科衛生士を育成するために歯科口腔センターに施設整備を助成したということで、わかりました。

では、最後に障害者歯科診療室についてお聞きします。

障害を持った人は、まず意思疎通ができず治療に抵抗したり、待合室で騒いだり暴れたり迷惑をかけてしまうということで、一般の歯科診療にはなかなか受け入れてもらえない、行きづらいという現状があります。何人かの障害者の方は、仙台市の五橋にある仙台歯科福祉プラザに通っているそうです。障害を持っている方の家族は、障害者を連れて五橋まで通うのは、大変遠いから大変なんだと話しておりました。そして、障害者の口腔ケアは食事の指導などをしてくれるようなところ、なおかつ治療をしてくれるようなところが近くに欲しいんだと、そう言うておりました。

やはり二市三町でこれは協議して、なるべく実現するように持って行ってほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

障害者の歯科診療についてでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、現在は一般診療としてその方の障害の状態に応じて配慮をしながら、医師会として診療ができる方については対応していると伺っております。ただ、やはり障害者の専門に特化した医師は、二市三町の医師会管内にはいないということは確認をさせていただいておりました。そういった状況から、福祉プラザにある歯科診療所等、あるいは、仙台市内にあるそういった専門の医療機関を御紹介させていただいて対応しているという状況ということは伺っております。その上で、やはり障害者に対応できる医師の確保というものに関しましては、塩釜地区の歯科医師会あるいは県の歯科医師会のほうでも各圏域にそういった対応できる医師の確保というのが必要だろうということで話し合いが行われていることなども伺っておりますので、二市三町で協議を重ねながらそういった人材確保につきましても要望としてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○6番（安田知己君） この塩釜地区歯科口腔センター、やはり口腔歯科の重要性を啓発できるようなそういった施設になってほしいと思っております。

以上で私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で、6番 安田知己君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合によりあす6月14日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。

したがって、6月14日は休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は明後日の6月15日に定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時01分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成30年6月13日

議 長

署名議員

署名議員